

相模原市消防本部（消防局）障害者活躍推進計画

機関名	相模原市消防本部（消防局）
任命権者	相模原市消防長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
相模原市消防本部（消防局）における障害者雇用に関する課題	消防吏員は、障害者雇用促進法第38条第1項の規定により障害者の採用について適用除外されている。 また、相模原市消防本部（消防局）では採用業務は行っていない。 しかし、採用後障害者となった職員が活躍しやすい職場づくりの推進に向けて、より一層の組織的な体制整備が求められている。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	採用後障害者となった職員が、不本意な離職を極力しないよう配置場所や担当業務についての配慮等を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員は、障害者雇用促進法第79条に定める障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。））が今後5人以上となったときに選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口については、市長部局に設けられた窓口を活用するとともに、消防本部（消防局）内に周知する。 ○共生社会の実現に向けて、障害及び障害者への理解促進が求められていることから、障害に関する理解促進・啓発のための研修を、引き続き広く職員に受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障害等により従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者である職員から「異動配属先配慮要望書」の提出があった際には、本人の意向を尊重しながら可能な範囲で、配属先について配慮する。 ○市長部局に設けられた相談窓口を活用するほか、半期ごとに実施している職員評価面談の際、障害者である職員に対しては、「異動配属先配慮要望書」の提出の有無に関わらず、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、本人からの要望を踏まえ、過重な負担にならないよう適切に実施する。
4. その他	○相模原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等が供給する物品および役務の調達を推進する。 ○令和元年１２月に設置された「事務サポートセンター」を積極的に活用することで、障害者の活躍の場の拡大及び事務執行体制の効率化を推進する。